



埼玉県報

第 2836 号
平成 28 年(2016 年)
9 月 27 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）

告示

- 埼玉縣市町村電子申請サービス導入業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（春日部県税事務所）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 循環器・呼吸器病センター医療情報システム用端末機器の調達に関する入札公告（経営管理課）

正誤

○ 埼玉県告示第 1084 号中訂正 (社会福祉課)

規 則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼玉県規則
第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の表中「毛呂山町」の下に「嵐山町」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に嵐山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止
区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を
有する。

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県市町村電子申請サービス導入業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成29年10月31日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・マイナンバー担当 横溝、小暮 電話048-830-2294（直通） 電子メールa2290-05@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 地域衛星通信スタジオ 平成28年10月3日（月）午後2時

イ 参加手続

参加を希望する者は、平成28年9月30日（金）正午までに上記(1)の電子メールへ連絡すること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月8日（火）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月7日（月）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月7日（月）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成28年11月8日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年10月17日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の評価表の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、評価表の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を

行った者を落札者とするか否かを決定する。))。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年10月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Saitama Prefectural and Municipal Online Application Submission System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., Tuesday, November 8, 2016

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Monday, November 7, 2016

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2294

E-mail : a2290-05@pref.saitama.lg.jp

別記

落札者決定基準

No.	仕様書の章等		記載事項		必須	上限配点		
1-1. 技術評価項目（本業務）								
1	第1 電子申請サービスの概要	4 委託業務内容	(2) 住民公開準備 イ 業務内容	(ア) 電子申請サービスの提供 【職員向け】	参加団体の各部署の職員が様式作成・登録や操作練習を行うための環境をどのように提供するかを具体的に提示すること。	○ 10		
2	第2 本サービスの要件	4 他の電子申請共同システムへの移行に関する要件		1 データ移行	他の電子申請共同システムに移行する時に参加団体に提供できるデータの種類（様式情報、所属情報、職員情報、申請者情報等）及びそのデータ形式、データ構造並びに提供方法を提示すること。	○ 5		
3		5 事業者要件			他の地方自治体における電子申請サービスの導入実績があれば提示すること（公告日現在でサービスを終了しているものは除く。）。	5		
4		(2) 実施体制			本サービスの提供にあたっては、全体の意思決定を行う統括責任者を配置するほか、以下の要件を満たす要員を参加団体のために配置し、実施体制を提示すること。 主任担当者、部門責任者、運用・保守責任者が保有する資格並びに携わった開発・運用の経歴を提示すること。	○ 5		
5		7 S L A協定			運用サービスを受託した場合に締結するS L Aにおけるサービスレベル項目、内容及び基準値を提示すること。	○ 10		
6		8 制度変更等への対応			個人番号制度等、電子申請共同システムに係る制度の変更等に柔軟に対応すること。	○ 5		
7		第3 電子申請共同システムの機能				本仕様書に示す要件にない機能で、申請者及び職員の利用に有効と考える機能があれば提示すること。	15	
8	3 申請届出機能				申請者による申請届出及び職員による審査の操作が容易であること。 ウェブアクセシビリティIS（JISX 8341-3：2010）の等級AAに配慮すること。 操作性の向上やアクセシビリティの確保について、特に配慮している事項があれば提示すること。	○ 10		
9					(1) 申請者側機能要件	5 申請書作成 ⑤ 書類添付機能	申請者が申請書に添付できる書類の総容量をバイト数で提示すること。	○ 5
10						9 申請届出処理状況表示 ⑧通知書・公文書表示機能	申請届出を行った手続に対して、審査者が発行した通知書（職責証明書を添付しないもの）又は公文書（職責証明書を添付したものを）を表示できること。 必要に応じて、通知書又は公文書をP D F形式又はH T M L形式で印刷できること。	○ 5
11					(2) 審査者側機能要件	4 審査支援 ⑫ 申請データ一括ファイル出力機能	電子申請共同システム上で選択された複数の申請データを、手続毎にC S V形式及びX M L形式で一括でファイル出力ができること。また、添付ファイルも併せて出力できること。 一度に出力可能な申請データ及び添付ファイルの最大数は500件以上とすること。	○ 5
12						4 審査支援 ⑬ 公文書データファイル一括登録機能	申請データ一括ファイル出力機能で出力したデータの値を編集したものを、電子申請共同システムにアップロードし、一括で公文書データを登録できること。 一度に登録可能な公文書データ及び添付ファイルの最大数は100件以上とすること。	○ 5
13					(3) 手続管理者側機能要件	5 様式作成（汎用申請機能） ①項目の任意レイアウト	入力項目を任意にレイアウトした様式を参加団体職員自らが簡単に作成・登録して申請手続を作成・編集できること。	○ 10
14						6 様式作成（簡易申請機能） ①簡便な作成・編集機能	あらかじめ用意された基本項目を選択するだけで様式を作成できるなど、職員自らが軽易な申請届出やイベント申込み、アンケートなどの手続を簡便に作成・編集できる機能を有すること。また、申請者側に特別な作業を必要としないこと。	○ 10
15					(4) 運用管理者側機能要件	6 統計情報管理 ①レポート出力機能	電子申請共同システムの利用状況を把握するため、年度又は特定の期間を指定して次の集計結果を表示できること。 ① 部署又はグループ別の申請届出件数 ② 手続別の申請届出件数 集計結果をC S Vファイル等のデータでレポート出力できること。 これらのほか、標準サービスとして提供しているレポート出力機能がなければ提示すること。 また、標準機能で出力や集計ができない場合であっても、分析に必要なデータやログ等の情報提供に協力すること。	○ 10

No.	仕様書の章等			記載事項	必須	上限配点
16	第5 利用者環境		1 パソコン ② ブラウザの種類及びバージョン	申請者側及び職員側で利用できるブラウザの種類及びバージョンを提示すること。現在未対応で、対応予定があるものについては、対応時期を提示すること。	○	15
17			2 携帯電話（スマートフォンを含む。）（簡易申請のみ必須）	携帯電話（スマートフォンを含む。）でブラウザを用いて申請届出が可能であること。 iOS、Androidが支障なく利用できること。携帯電話、スマートフォンそれぞれに適した画面を表示するなど、利用に配慮がなされていること。 各携帯電話キャリア（NTTdocomo、au、Softbankなど）に対応していること。また、今後商用サービスが行われるキャリアにも受託者の負担で対応できること。 スマートフォンでの利用について、将来的に想定されるリスク及びその対応策を提示すること。	○	15
18			4 周辺機器	本サービスを支障なく利用するために、周辺機器を必要とする場合は、当該機器は入手が容易かつ安価であること。 本サービスの利用に周辺機器を必要とする場合は、その機器の種類及び用途を提示すること。	○	5
19			5 その他	原則として一般的に普及しているアプリケーションソフトを除き、ブラウザのみで本サービスを利用できること。 また、電子署名の検証を除き、J A V A実行環境（J R E）や一般的に公開されている各種プラグイン等のインストール作業やアップデート作業を可能な限り必要としないシステムであること。 アプリケーションソフト、プラグイン等のインストールが必要である場合は、その種類及び用途を提示すること。	○	5
20	第6 システム運用基盤要件	1 ネットワーク		本サービスで確保している最大同時接続数（システムに同時に接続できるユーザー数（申請者及び職員）の上限値）を提示すること。	○	5
21		2 セキュリティ	12 セキュリティの強じん化	申請者が添付した書類の無害化など、申請届出データに対するセキュリティ対策を講じていること（予定を含む。）。 添付書類の無害化は、クリーンな環境で表組みなどの体裁を整えて（ファイルを再構成し、悪意の可能性があるデータ領域を除去して）送信する方法により行うこと。 セキュリティ強じん化に関して、実施済み又は実施する予定の対策を提示すること。	○	10
22		3 運用管理		通常時の運用管理体制（人員配置）及び障害発生時の緊急連絡体制を提示すること。	○	5
23		5 ヘルプデスク		ヘルプデスクの運用体制（サービス内容、受付時間、人員配置）及び通信費の発信者負担の有無を提示すること。 また、メールによる受付に対する到達通知メールの有無及び応答期限（例：原則として即日回答）を提示すること。	○	5
24		6 コールセンター		コールセンターの運用体制（サービス内容、受付時間、人員配置）及び通信費の発信者負担の有無を提示すること。 また、メールによる受付に対する到達通知メールの有無及び応答期限（例：原則として即日回答）を提示すること。	○	5
25		7 ファシリティ		電子申請共同システムを設置するデータセンターは、日本データセンター協会制定「データセンターファシリティスタンダード」のティア3相当以上であること。	○	5
1-2. 技術評価項目（付帯業務）						
26	第1 電子申請サービスの概要	3 委託業務内容	(2) 業務内容 ウ 運用サポート	参加団体に対してシステムの円滑な運用を支援する取組を提示すること。	○	10
2. 費用						
27	運用サービス料			平成29年11月1日～平成32年10月31日（3年間）の埼玉県運用サービス料について、見積書を提示すること。	○	100
						300

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 太陽
- 三 代表者の氏名
石川 千枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市大和田五丁目十七番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障がい者（児）等に対し、支援事業を提供し、誰もが地域で豊かに暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リ・ハート

三 代表者の氏名

染屋 敦美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字川島千八百四十七番地四十三

五 定款に記載された目的

この法人は、嵐山地区及び近隣の住民に対し、健康増進の為の運動を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会をつくることに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千二百六十四号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	証明
小鹿野町	平成二十六年年度	地籍図三十三枚	平成二十八年
	平成二十七年年度	地籍簿一冊(一部)	九月二十日

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
深谷市	平成二十六年度	地籍図二十枚	平成二十八年
	平成二十七年度	地籍簿一冊	大谷の一部
			九月二十日

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
秩父市	平成二十六年度	地籍図三十二枚	平成二十八年
	平成二十七年度	地籍簿一冊（の一部）	九月二十日

告示

埼玉県告示第千二百六十七号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十六年 度地籍簿	四十九枚 一冊（一部）	平成二十八年 九月二十日
調査を行った者の名称	調査を行った地名	果の調査を行った地	証

告示

埼玉県告示第千二百六十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
			セメン ト製品 製造業	
一〇〇〇	11G078880	一		
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地三丁目十二-二十一 株式会社齊田油店				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
春日部県税事務所		平成二十七年十二月二十五日		

告示

埼玉県告示第千二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ギャップジャパン株式会社 代表取締役 ロバート・フランク

東京都渋谷区千駄ヶ谷五―三十二―十 外 計二十八者

（変更後） ギャップジャパン株式会社 代表取締役 ロバート・フランク

東京都渋谷区千駄ヶ谷五―三十二―十 外 計二十二者

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十八日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月二日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷺宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

DCMホームマックス株式会社 代表取締役 石黒靖規

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月十八日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベルク 午前九時から翌午前零時

株式会社セキ薬品 午前十時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後八時

DCMホームマック株式会社 午前九時三十分から午後八時

（変更後）株式会社ベルク 午前九時から翌午前零時

株式会社セキ薬品 午前十時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後八時

DCMホームマック株式会社 午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から翌午前零時三十分

（変更後）午前七時三十分から翌午前零時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前九時

（変更後）荷さばき施設一 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時

ハ 変更年月日

平成二十八年九月十五日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十四日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

埼玉県鴻巣市大字箕田千七百七十一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六三一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六三一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年五月十五日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十四日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷ビル

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目六百番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）越谷ビル

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目六百番一外

（変更後）越谷ビル

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目六百番一外

ハ 変更年月日

平成二十二年十二月十六日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷ビル

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目六百番一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三四五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三〇三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四三八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四三八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年五月十七日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

（変更後）（仮称）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外未定

ハ 変更年月日

平成二十八年六月三十日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一八九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五三立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十九年五月十七日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

埼玉県北本市下石戸七丁目三十七番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）鈴木ビル

埼玉県北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地二百二十番地六外

（変更後）鈴木ビル

埼玉県北本市下石戸七丁目三十七番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号 外 計四者

（変更後）株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原栄一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十八年九月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十二日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

埼玉県北本市下石戸七丁目三十七番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千二百二十五平方メートル

（変更後）千五百九十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八七台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一 午前六時から午後五時

荷さばき施設二 午前一時から午前二時

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後五時

荷さばき施設二 午前六時から午後五時

ハ 変更年月日

平成二十八年九月二十二日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十二日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

埼玉県八潮市大字大瀬字稗田八百二十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万二千八百二十八平方メートル

（変更後） 一万七千六十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 五〇〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 五九三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 三三八台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 七二二台

ハ 変更年月日

平成二十九年五月十七日

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台四〇

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年一月二十一日

指令川建セ第二七〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成二十八年九月二十一日

川建セ第二八〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西平千九百三十三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字青山千三百八十八番地

木村 武市

告 示

埼玉県病院事業告示第六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

医療情報システム用端末機器更新 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年5月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地
循環器・呼吸器病センター 医事・経営担当 高橋
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年11月8日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月7日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年11月8日 午前10時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年10月21日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Medical information system apparatus

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., November 8, 2016 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., November 7, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

正 誤

埼玉県告示第千八十四号（平成二十八年八月三十日第二千八百二十八号）中訂正

ページ 表中
二 名称 前から六

誤

あおいカイエ ―薬局	
ふじみ野市 旭一―一八 ―三二	
有 限 会 社 会 営	
居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導
平成二十八年 七月一日	

正

あおいカイエ ―薬局	
ふじみ野市 旭一―一八 ―三二	
有 限 会 社 会 営	
居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導
平成二十八年 七月一日	